

平成16年度 特許セミナー

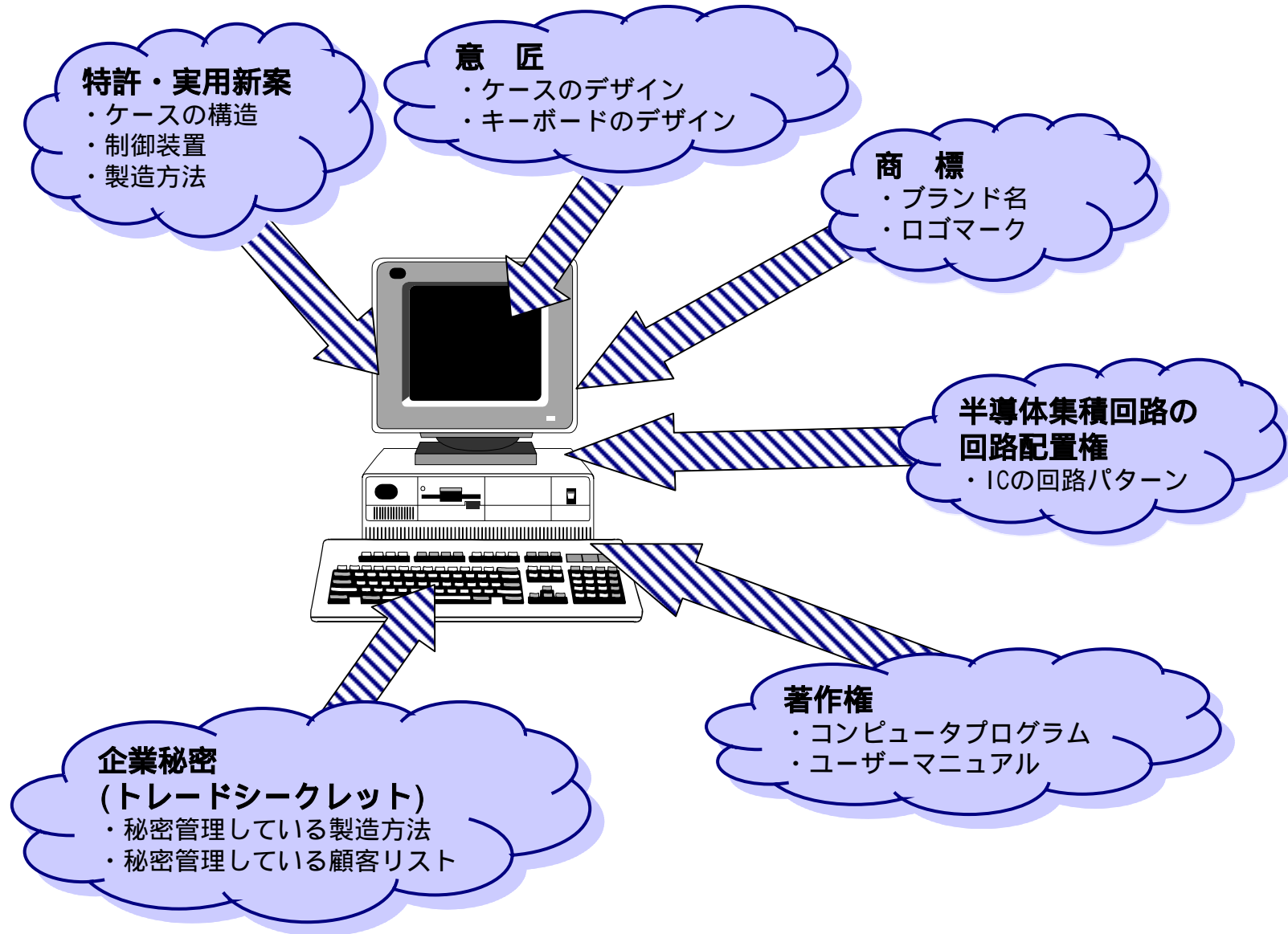
知的財産の基礎知識

特許庁編「特許ワークブック / 平成11年9月」より転載

< 目 次 >

1 . 知的財産権の具体例	2
2 . 知的財産権の種類と保護の体系	3
3 . 特許になる発明	4
チェックポイント 1	5
チェックポイント 2	12
チェックポイント 3	13
チェックポイント 4	13
チェックポイント 5	14
チェックポイント 6	17
4 . 特許公報の意義	23
5 . 特許出願後の手続	24
6 . 商標とは何か	25
7 . 商標登録の要件	26

1 . 知的財産権の具体例



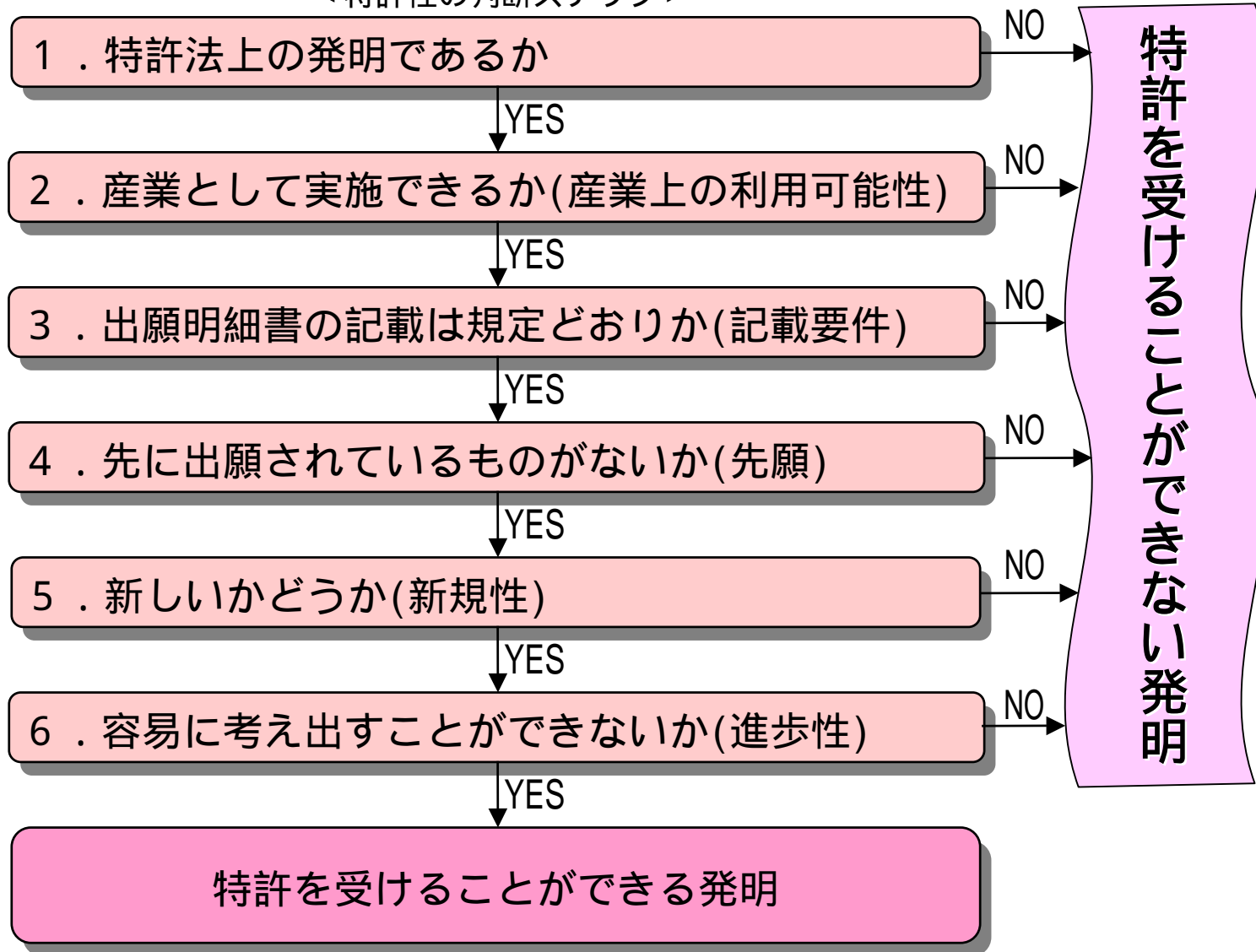
2 . 知的財産権の種類と保護の体系

青枠は、工業所有権

		知的財産(権)の種類		適用される法律	保護期間
知的 財産 権	知的 創作 物に ついで の権 利	発明(特許権)	自然法則を利用した、新規性のある、産業上有用な技術思想	特許法	出願の日から20年 (医薬、農薬は5年の 延長可能)
		考案(実用新案権)	物品の形状・構造・組合せに関する小発明	実用新案法	出願の日から6年
		デザイン(意匠権)	独創的で美的な概観を有する物品の形状・模様・色彩のデザイン	意匠法	設定登録の日から15年
		著作物(著作権)	独創性のある文芸、美術、音楽、ソフトウェアなど	著作権法	著作時から作者の死後 50年、法人著作物は発 表後50年
		半導体集積回路 (回路配置権)	半導体集積回路の回路素子や導線の配置パターン	半導体集積回路の回 路配置に関する法律	登録日から10年
		植物新品種	農作物、林産物、水産物の生産のために栽培される植物の新品種	種苗法	登録日から20年
		企業秘密	秘密にしている企業のノウハウや顧客リストなど	民法・刑法・不正 競争防止法	
つ営 い業 て標 の識 権 利に		商標(商標権)	商品・サービスに使用するマーク (文字・図形・記号など)	商標法	設定登録日から10年 (継続使用の場合、更 新可能)
		商号(商号権)	商人が取引上自己を表示するために用いる名称	商 法	
		不正競争防止法関連	著名な未登録商標・商号や地理的表示(例：シャンパン、スコッチ)	不正競争防止法	

3. 特許になる発明

< 特許性の判断ステップ >



チェックポイント 1

特許法上の発明であるか

自然法則の利用

「自然法則」とは、自然界において経験によって見出される科学的な法則をいう。

自然法則でないもの...例えば、計算方法、経済法則

自然法則に反するもの...例えば、永久機関

自然法則自体...例えば、エネルギー保存の法則、万有引力の法則

技術的思想

「技術」とは、一定の目的を達成するための具体的手段をいい、誰がやっても同じ結果を得るものでなければならず、単なる情報の提示や単なる美的創作物は技術思想に該当しない。

ただし、情報の提示(提示それ自体、提示手段、提示方法など)に技術的特徴があるものは、「発明」に該当する。

テレビ受像機用のテストパターン。(テストパターンそれ自体に技術的特徴がある)

文字、数字、記号からなる情報を凸状に記録したプラスチックカード。

(プラスチックカードをエンボス加工して印字し、カードの印字情報を押印することにより写し取るができ、情報の提示手段に技術的特徴がある)

創作 「創作」とは、新しいことを創り出すことをいうので、「発見」とは区別される。

次のような天然物の単なる発見などは、特許法上の「発明」にならない。

ベンゼン環の構造の解明 (ケクレ1866年)

エックス線の発見 (レントゲン1895年)

高度 従来にない新しい機能を発揮するもので、産業上利用できる価値があれば、改良品でも立派な特許になる得る。

登録例: 「二重壁コップ構造」(特公昭58-44539)
「銀行の駐車管理方法」(特公平07-11835)

<チェックポイント1についての演習問題>

【演習問題1 - 1】

〔発明の名称〕

理数科系の科目の教授方法

〔特許請求の範囲〕

多数の低学年児童に対して、導入、展開及びまとめの各時間割合を3：2：1として教授することを特徴とする理数科系の科目の教授方法

〔発明の詳細な説明の抜粋〕

従来、多数の低学年児童に対する教育は一般に導入、展開及びまとめの順で行い、1：4：1などのように展開時間に大部分の時間をさいていたが、本発明では、理数科系の科目を教授する為に、児童の推理力や記憶力を考慮して、それらの割合を3：2：1としたことにより、多大の教育効果をあげることができた。

【 1 - 1 の解答 】 (×)

一般に、教授とは教える側と教えられる側とを必要とし、教える側には人間に限らずテープレコーダーなどが考えられるが、少なくとも教えられる側は必ず人間であり、しかも教えられる側としての人間は、身体の一部ではなくその推理力や記憶力などの精神活動を意味している。そして、この発明は、理数科系の科目の教授に際して所望の教育効果を上げるという目的を達成するために、児童の推理力や記憶力を考慮して導入、展開及びまとめの各時間割合を 3 : 2 : 1 に取決め、更に教えられる側として多数の低学年児童の推理力や記憶力などの精神活動を必須とするものであり、自然法則を利用していない。

従って、この発明は、特許法上の「発明」に該当しない。

【演習問題 1 - 2】

〔発明の名称〕

船舶

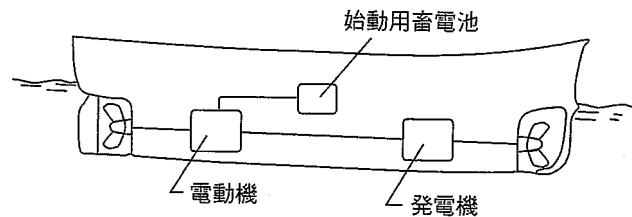
〔特許請求の範囲〕

船首部水面下に発電用の翼車を設けると共に船尾部水面下に推進用翼車を設け、始動用動力源により推進用翼車を駆動して船体が航海速力に達した後は、発電用翼車により発生した電気エネルギーのみにより推進用翼車を駆動することを特徴とする船舶。

〔発明の詳細な説明の抜粋〕

略

〔図面〕



【1 - 2の解答】 (×)

この発明は、船舶が前進しているとき、船尾部翼車は伴流中にあるため船首部車に比べて水に対する相対的前進速度が小さいので、この速度差を利用して船尾部翼車において消費するエネルギーよりも大きなエネルギーを、船首部翼車において吸収しようとするもの、いわゆる「永久機関」であるが、船体は船首部翼車におけるエネルギー吸収に伴ってそれと等しい運動エネルギーを失い、又船尾部翼車における伝達の過程に於いて損失があるから、所期の目的を達成することができず、この場合は理論的に実施不可能なものと判断される。

従って、この発明は、特許法上の「発明」に該当しない。

【演習問題 1 - 3】

〔発明の名称〕

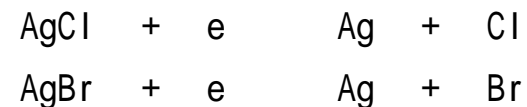
ハロゲン化銀の分解反応

〔特許請求の範囲〕

ハロゲン化銀が光又は放射線によって金属銀とハロゲンガスに分解されるハロゲン化銀の分解反応。

〔発明の詳細な説明の抜粋〕

AgCl、AgBr等のハロゲン化銀は光又は放射線に対して極めて敏感であり、これらの照射を受けると直ちに分解して金属銀とハロゲンガスを生ずることを発見した。その反応は次のとおりである。



光又は放射線の照射によるハロゲン化銀の分解速度は非常に大きく、反応によって生ずる金属銀又はハロゲンガスの量は光又は放射線の照射量によって変化した。

【 1 - 3 の解答】 (×)

ハロゲン化銀の光又は放射線に対する性質が初めて発見された時点を想定した場合には、この発明はハロゲン化銀の感光性を認識し、そのことを単に羅列したに止まり、この性質を放射線の照射量の測定とか写真材料に利用するといった特定の目的を達成するための手段として利用していない。

従って、この発明は、単なる発見であって創作ではないから特許法上の発明に該当しない。

チェックポイント 2

産業として実施できるか

産業として実施できるもの

特許法における「産業」は、工業、鉱業、農業などの生産業だけでなく、運輸業などの生産を伴わない産業も含めた広い意味での産業を意味する。

産業として実施できるものに該当しないもの

人間を手術、治療又は診断する方法

その発明が業として利用できない発明

- 喫煙方法のように、個人的にのみ利用される発明
- 学術的・実験的にのみ利用される発明

實際上、明らかに実施できない発明

- オゾン層の減少に伴う紫外線の増加を防ぐために、地球表面全体を紫外線吸収プラスチックフィルムで覆う方法。

チェックポイント 3

出願明細書の記載は規定どおりか

第三者が実施できる程度に記載されているか

特許を受けるためには、具体的にどのような発明をしたのか、その分野の通常の知識を有する第三者が読んで実施できる程度に、発明の内容を明らかにする義務がある。

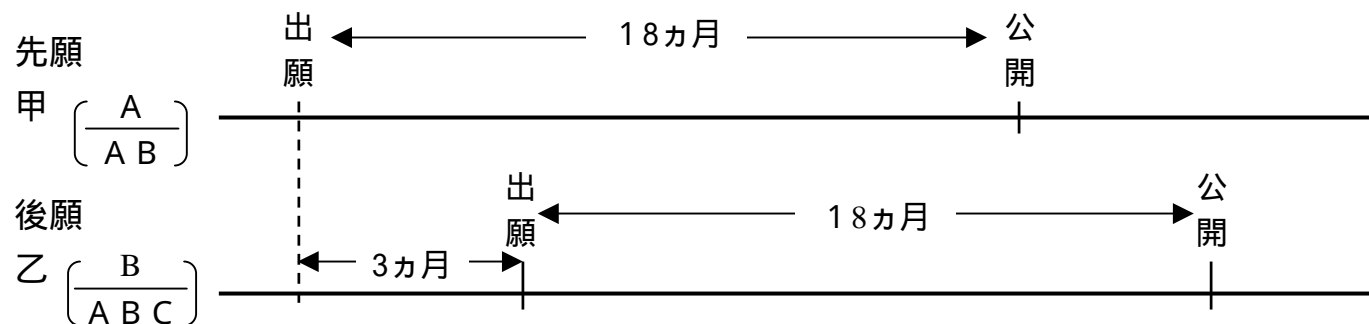
権利を求める技術的な範囲が明確か

特許を受けようとする発明について、権利を求める技術的な範囲を簡潔明瞭に記載する必要がある。

チェックポイント 4

先に出願されているものがないか

2つ以上の同じ内容の発明が出願されたとき、先の出願甲が公知になっていなくとも、後の出願乙は特許されない。



チェックポイント 5

新しいかどうか(新規性があるか否か)

「新規性」がないとされ、特許されないもの

特許出願前に不特定の人に知られた発明 ... 例えば、テレビで放映、学会等で発表。

特許出願前に不特定の人に実施された発明 ... 例えば、一般に販売。

特許出願前に不特定の人が見ることのできる刊行物等に記載された発明 ... 書籍、論文集、特許公報に掲載。インターネットでの公表(平成12年1月より)

以上を総称して「公知(公用)」という。この公知の従来技術と発明が同一の場合には、その発明は「新規性」がない。公知とは、発明者個人が知り得た日本国内のもののみでなく、世界基準での公知(については平成12年1月より)であるから、常日頃から情報収集をしておく必要がある。

<チェックポイント5 についての演習問題>

【演習問題 2 - 1】

刊行物記載の発明(甲)	本 発 明
<p>〔発明の名称〕 電線</p> <p>〔特許請求の範囲〕 ポリエチレンで被覆した電線</p> <p>〔発明の詳細な説明の抜粋〕 ポリエチレンで被覆したので<u>絶縁性の点で優れた効果がある。</u></p>	<p>〔発明の名称〕 電線</p> <p>〔特許請求の範囲〕 ポリエチレンで被覆した電線</p> <p>〔発明の詳細な説明の抜粋〕 ポリエチレンを絶縁体として使用すると高周波損失が少ないから、<u>高周波特性のよい電線が得られる。</u></p>

【演習問題 2 - 2】

刊行物記載の発明	本 発 明
<p>〔発明の名称〕 絶縁電線</p> <p>〔特許請求の範囲〕 導体とそれに平行に配置されたガラス繊維とを<u>ポリエチレン</u>で一体に被覆した絶縁電線</p> <p>〔発明の詳細な説明の抜粋〕 導体と平行にガラス繊維が配置されているので、電線の抗張力が増大する。</p>	<p>〔発明の名称〕 絶縁電線</p> <p>〔特許請求の範囲〕 導体とそれに平行に配置されたガラス繊維とを<u>合成樹脂</u>で一体に被覆した絶縁電線</p> <p>〔発明の詳細な説明の抜粋〕 導体と平行にガラス繊維が配置されているので、電線の抗張力が増大する。</p>

【2 - 1の解答】 (×)

刊行物中に、請求項記載の発明の目的、効果については記載されていないが、特許請求の範囲に記載された本発明の構成要素は全て刊行物に記載されているから、本発明は新規性を有しない。

【2 - 2の解答】 (×)

刊行物記載の発明は、ポリエチレンの上位概念である合成樹脂もその構成要素として既に示していることになるから、本発明は新規性を有しない。

チェックポイント 6

容易に考え出すことができないか(進歩性があるか否か)

新規性があるとしても、公知の従来技術をほんの少し改良しただけの発明のように、その分野の研究者、技術者であれば誰でも簡単に考えつく発明は、特許を受けることができない。

「進歩性」の判断の仕方

特許実務における進歩性の判断の仕方については、様々かつ複雑な判断要素、類型があるが、ここでは、研究者自身が日常的に行える簡易的な判断の仕方を示す。

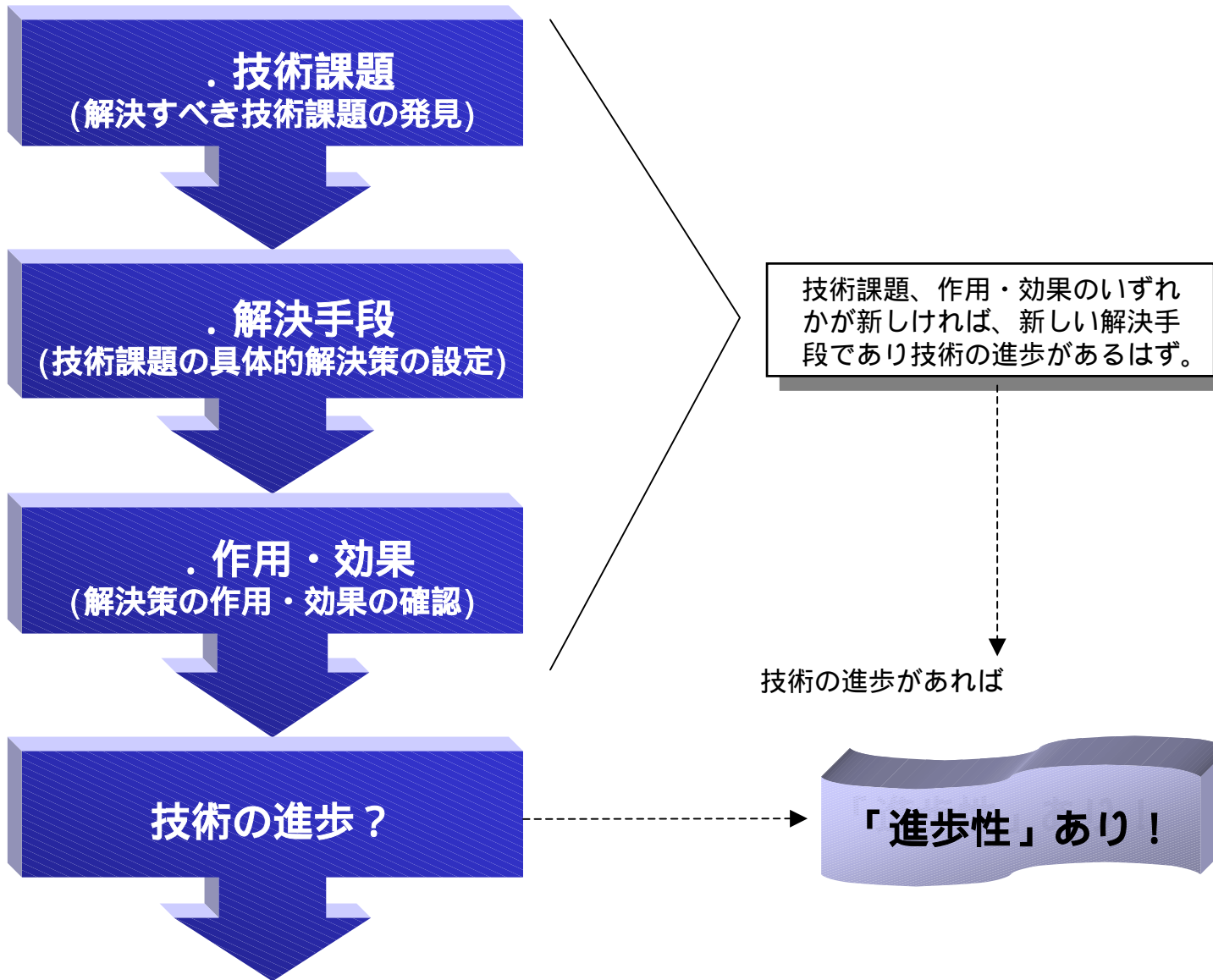
特許は産業の発達に寄与するもの、言い換えれば「技術の進歩に寄与するもの」に与えられるものである。従って、その発明が「技術の進歩に寄与するもの」であるか否かをみればよい。

技術的創作は、

- ・ まず「解決すべき技術課題の発見」があり、
- ・ その「技術課題を解決するための具体的な解決策の設定」があり、
- ・ その「解決策の作用・効果があることの確認」をもって、行われる。

このうち「技術課題」もしくは、「作用・効果」のいずれかが公知の従来技術にはない新しいものであれば、技術が進歩したことになる。「解決手段」は、「技術課題」もしくは、「作用・効果」が新しいのであれば、必然的に公知の従来技術とは異なっているはずである。

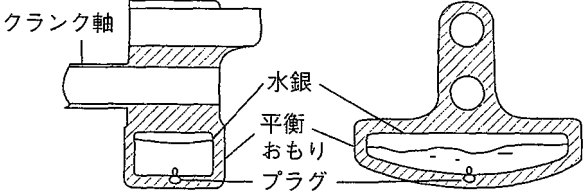
多くの場合、発明の「進歩性」もこれと同様に判断できる。「発明が解決しようとする課題(技術課題)」、「発明の効果(作用・効果)」のいずれかが公知の従来技術にはない新しいものであれば、「進歩性あり」の可能性がかなり高いと言える。



<チェックポイント6 についての演習問題>

【演習問題 3 - 1】

従来技術が右欄記載の通りであるとき、左欄の本発明は進歩性があるか。

本 発 明	従 来 技 術
<p>〔発明の名称〕 クランクプレスの振動防止装置</p> <p>〔特許請求の範囲〕 クランク軸の平衡おもり中に水銀溜めを設けてなるクランクプレスの振動防止装置</p> <p>〔発明の詳細な説明の抜粋〕 水銀の振動がモーメントの変化に対して打ち消すように構成することによってモーメントの変化によるクランク軸のねじり振動を減少せしめることができる。</p>	<p>ピストンエンジンのクランク軸ねじり振動防止装置に於いてクランク軸の平衡おもり中に水銀溜めを設けてクランク軸のねじり振動を防止する装置。</p>
	

【3 - 1の解答】 (×)

公知技術と本発明とは、前者が内燃機関の分野、後者が工作機械の分野に属するものであるが、ピストンエンジンとクランクプレスとは共にクランク機構を利用する点で技術分野が関連しており、当該クランク機構に関し共通の技術課題が存在していることが両分野の当業者に広く知られている。

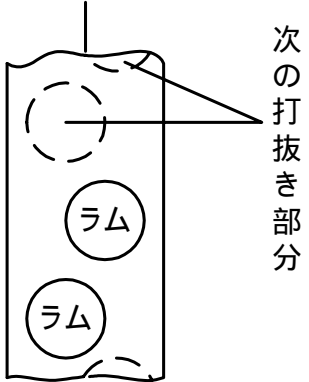
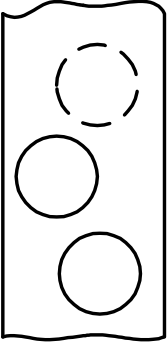
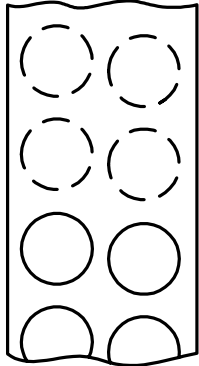
従って、上記共通の技術課題の1つであるクランク軸のねじり振動の防止のため、ピストンエンジンにおいて公知であるクランク軸の平衡おもり中に水銀留めを設ける点をクランクプレスに適用することは、当業者が容易に想到できるものである。

また、その効果は公知技術における効果と同等のものでしかない。

従って、本発明は進歩性を有さない。

【演習問題 3 - 2】

従来技術が下欄(イ)(ロ)記載のとおりであるとき、上欄の本発明は進歩性があるか。

本 発 明	
<p>〔発明の名称〕 プレス装置</p> <p>〔特許請求の範囲〕 材料の送り方向に対して<u>ほぼ60度の配置角度</u>をなして2つのプレス作業ステーションを設け、<u>2つずつプレスを行う</u>プレス装置。</p> <p>〔発明の詳細な説明の抜粋〕 一度に2つのプレス作業をすることができ多量生産に適し、かつ、材料の損失が少なくなる。</p>	<p>〔図面〕 材料の送り方向</p>  <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);">次の打抜き部分</p>
従 来 技 術 (イ)	従 来 技 術 (ロ)
<p>材料の節約のため、材料の送り方向に対して<u>傾斜した位置</u>に2つのプレス作業ステーションを設け、<u>交互にプレスを行う</u>ことにより材料を千鳥形に打ち抜くプレス装置。</p> 	<p>材料の送り方向に対して<u>直角</u>に2つのプレス作業ステーションを設け、<u>2つずつプレスを行う</u>プレス装置。</p> 

【3 - 2の解答】 (×)

公知技術(イ)には、打ち抜き作業において材料を千鳥形に打ち抜く点が記載されてあるが、材料の送り方向に対してほぼ60度の配置角度をなして2つのプレス作業ステーションを設ける点については記載がない。

しかし、材料の節約という観点から見た2つのプレス作業ステーションの配置角度は材料の幅と打ち抜き穴の径の比からおのずと定まるから、適切な角度として60度とすることは単なる設計事項にすぎない。

また、公知技術(ロ)には、一度に2つずつプレスを行う点が記載されているが、プレス加工分野の当業者においてプレスを2つずつ同時に行えばより大量生産に適したものとなることは技術常識であるから、公知技術(イ)記載のプレス装置に大量生産のため公知技術(ロ)記載の技術を付加することは当業者が容易に想定できることである。

また、上記のプレス作業ステーションの配置及び2つずつプレスを行う点による効果は、当業者が予測できる程度のものに過ぎない。

従って、本発明は進歩性を有さない。

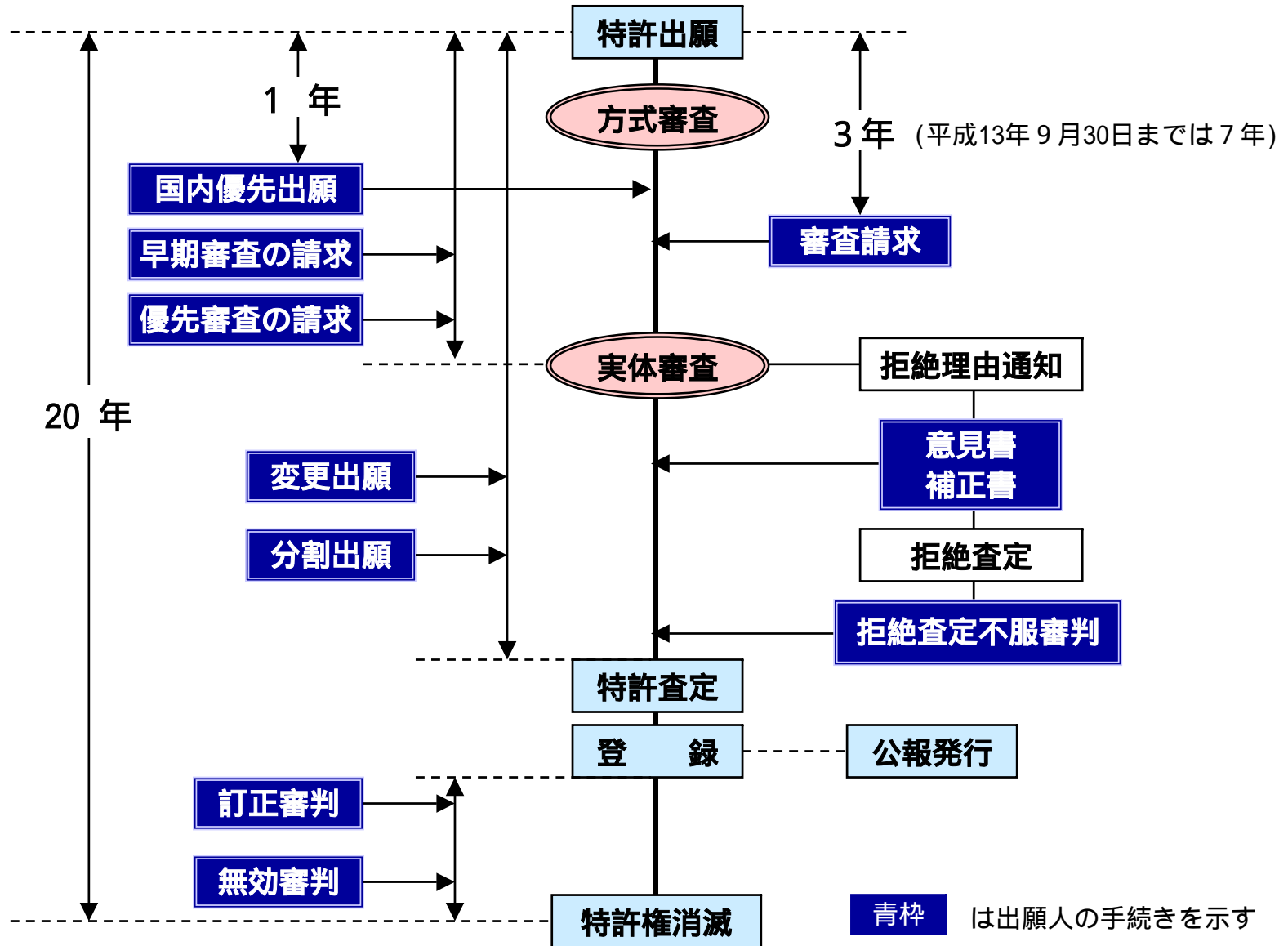
4 . 特許公報の意義

- 1) 主な特許公報の種類
 - (1) 特許公開公報
 - (2) 特許掲載公報
 - (3) 特許公告公報)

- 2) 特許公報の掲載事項
 - (1) 特許請求の範囲
 - (2) 明細書(発明の詳細な説明)
 - (3) 図面
 - (4) 要約書

- 3) 特許公報の見方
 - (1) 先行技術を把握するとき
 - (2) 抵触を判断するとき

5 . 特許出願後の手続



6 . 商標とは何か

1) 意義

「自他商品・サービスの識別標識」

2) 保護対象

商標に化体した業務上の信用

3) 発明(特許)、考案(実用新案)、意匠(デザイン)との相違

7 . 商標登録の要件

1) 不登録事由 識別力のない商標

- 普通名称
- 慣用商標
- 産地、販売地等の普通表示
- 極めて簡単でありふれた標章

2) 不登録事由

- 公序良俗に反するもの
- 他人の業務との混同を生ずるもの